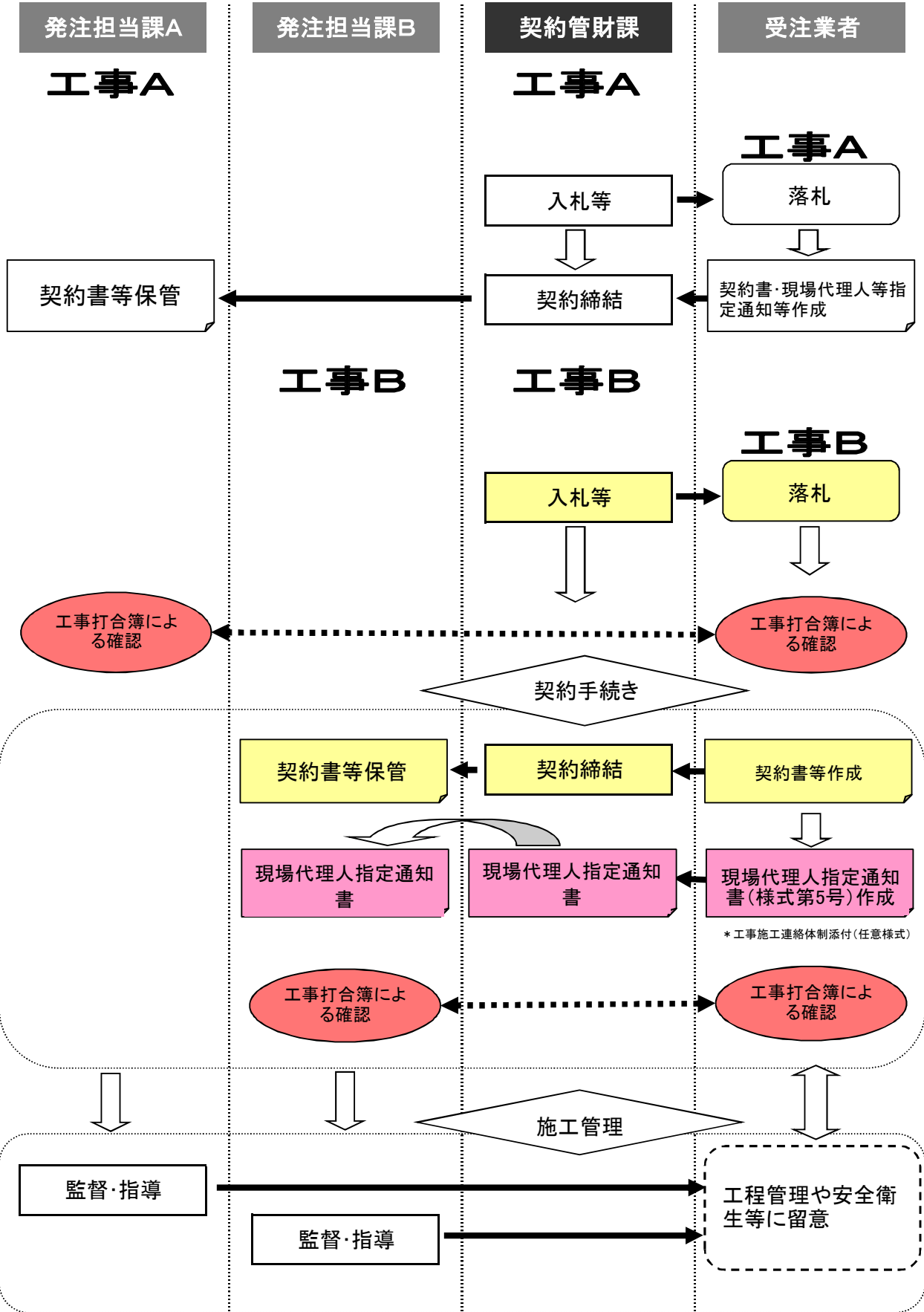


建設工事における現場代理人の兼務に係る手続きフロー



※ 災害復旧工事を含む場合は、県の要件より1件多く兼務が可能です。
 ※ 既に受注済みの建設工事との兼務については、工事施行担当課と工事打合等による確認が必要となります。

鶴岡市が発注する建設工事の現場代理人常駐義務緩和に関する運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、鶴岡市が発注した建設工事（以下「工事」という。）において、鶴岡市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第11条第3項の規定により現場代理人の常駐義務を緩和することのできる運用について定めるものとする。

(現場代理人の常駐を要しないとすることができる期間)

第2条 次の各号のいずれかに該当する期間であって、かつ、工事の施行担当課との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人の常駐を要しないとすることができる。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施行を一時中止している期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行なわれている期間

(4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(別件工事との兼務可能要件)

第3条 山形県建設工事請負契約約款において、山形県県土整備部が現場代理人の常駐義務緩和を認める要件に準じて、別件工事との兼務を認める。

2 前項により準じる場合、所管が同一事業課とあるのは、所管が鶴岡市と読み替える。

(手続き)

第4条 工事の施行担当課は、工事受注者から工事打合簿等により約款第11条第3項に関する協議があった場合には、前2条に規定する事項を確認したうえで回答するものとする。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成30年1月1日から施行する。

(小規模建設工事の現場代理人に関する取扱要領の廃止)

小規模建設工事の現場代理人に関する取扱要領（平成23年11月15日）は廃止する。

(災害復旧工事の特例)

災害復旧工事に係るものがある場合、別件工事との兼務は1件増とすることができる。

参考関係法令等（抜粋）

建設業法

（昭和二十四年五月二十四日法律第百号）

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号

（現場代理人の選任等に関する通知）

第十九条の二 請負人は、請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合においては、当該現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法（第三項において「現場代理人に関する事項」という。）を、書面により注文者に通知しなければならない。

労働安全衛生法

（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号

（統括安全衛生責任者）

第十五条 事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、その労働者及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の労働者が当該場所に

参考関係法令等（抜粋）

において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

- 2 統括安全衛生責任者は、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

（特定元方事業者等の講ずべき措置）

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
- 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
- 三 作業場所を巡視すること。
- 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
- 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

参考関係法令等（抜粋）

労働安全衛生法施行令

（昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号）

最終改正：平成二三年一月一四日政令第四号

第七条 法第十五条第一項 の政令で定める業種は、造船業とする。

2 法第十五条第一項 ただし書及び第三項 の政令で定める労働者の数は、次の各号に掲げる仕事の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事（作業場所が狭いこと等により安全な作業の遂行が損なわれるおそれのある場所として厚生労働省令で定める場所において行われるものに限る。）又は圧気工法による作業を行う仕事 常時三十人
- 二 前号に掲げる仕事以外の仕事 常時五十人

中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について

基発第 209 号の 2

平成 5 年 3 月 31 日

中規模建設工事現場における安全衛生管理指針

1 趣 旨

統括安全衛生責任者等の選任による統括安全衛生管理体制の整備が義務づけられていない中規模建設工事現場において、元方事業者の統括安全衛生管理が不十分なことによる労働災害が多発していることにかんがみ、中規模建設工事現場における統括安全衛生管理体制又は本店、支店、営業所等による建設工事現場に対する指導体制の確立を図り、中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実を図ることを目的とする。

2 対象建設工事現場

参考関係法令等（抜粋）

おおむね労働者数 10～49 人規模の建設工事現場（統括安全衛生責任者又は店社安全衛生管理者の選任が義務付けられている建設工事現場を除く。）

3 安全衛生管理体制の確立

- (1) 統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者又は店社安全衛生管理者に準ずる者の選任について

上記 2 の対象建設工事現場について元方事業者は、当該建設工事現場の状況に応じ建設工事現場単位での統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者の選任又は当該現場を管轄する本店、支店、営業所等（以下「店社」という。）において店社安全衛生管理者に準ずる者の選任を行うものとする。

この場合、元方事業者が、統括安全衛生責任者に準ずる者及び元方安全衛生管理者に準ずる者を選任する場合には、関係請負人は、安全衛生責任者に準ずる者を選任するものとする。

- (2) 統括安全衛生責任者に準ずる者の知識、経験等

イ 統括安全衛生責任者に準ずる者については、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てるものとする。